

早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度(フレックス工期契約制度)に関する質問・回答

1 配置技術者等

番号	質問	回答
1	請負代金額4,000万円以上の工事における配置技術者の専任を要する期間は、工事開始日からでよいのか。	技術者の配置は、契約工期を基本としていますが、技術者の専任期間(工事現場に専任で配置すべき期間)に準じて、配置の可否を判断するものとします。 なお、専任期間の考え方は、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)及び土木工事現場必携によることとします。
2	コリンズ登録は契約日から10日以内とされているが、早期契約制度等の場合も契約日から10日以内なのか。	早期契約制度等の場合は、工事開始日から10日以内としてください。
3	フレックス工期契約制度の場合、受注者が工事開始日までに行えることは何ですか。	工事開始日までは、 ①発注者との打合せ、施工計画書の提出 ②現場の下見、関係機関・地元住民との協議及び現場への立ち入り ③資機材の調達や労働力確保に資する準備(ただし、現場への搬入は不可) ④工事施工三者会議の実施(設計者、施工者及び発注者で情報を共有する場合) などを行うことができます。円滑な施工体制を確保するための期間として活用してください。
4	契約時に提出する書類等の提出時期について教えてください。	①工程表 契約後5日以内(契約書の定めによる猶予期間(工事開始日選択可能期間)を含めた工程表を提出) ②契約保証金 契約の締結と同時に保証を付さなければならない(履行保証保険契約の場合は、履行保証保険契約の締結後) ③配置技術者届 契約時(契約後5日以内)に提出(工事開始日前まで配置を要しない) ④施工体制台帳、施工体系図 下請負契約を締結した時 ⑤施工計画書 工事着手前の適切な時期(詳細は監督員と協議) ⑥建退共掛金収納書 工事開始日から1ヶ月以内